

一般社団法人 長崎県木材組合連合会

定 款

(23林第366号 平成24年3月22日認可)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人長崎県木材組合連合会（以下「連合会」という。）という。

(事 務 所)

第2条 連合会は、主たる事務所を長崎県諫早市に置く。

(目 的)

第3条 連合会は、県内における木材業者及び製材業者の間の緊密な連絡を保持して、その資質と識見の向上に努めるとともに、業界の世論を結集し、これを代表して木材業・製材業及びその関連諸産業の健全な発展を図りもって県民経済の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 連合会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 本県における木材業及び製材業者の間における要望・意見情報等の収集交換又は総合調整。
 - (2) 木材業及び製材業等の健全な発展のための意見の公表又は関係方面に対する具申若しくは建議。
 - (3) 木材業及び製材業等の動向に関する調査研究。
 - (4) 木材業及び製材業等の知識を普及するため講演会等の開催。
 - (5) 木材業・製材業等の生産性の向上に関する技術又は技能の普及を図るための講習会等の開催。
 - (6) 木材の円滑な流通を図るための取引の仲介又は斡旋。
 - (7) 木材の格付検査及びこれに附帯する業務。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、連合会の目的を達成するために必要な事業。
- 2、 前項の事業は、長崎県において行うものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第5条 連合会の会員は次の2種とする。

(1) 正会員

連合会の目的に賛同して、入会した木材業・製材業等を営む者をもって組織する団体。

(2) 賛助会員

連合会の目的に賛同する者で総会において推薦された者。

- 2、前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の社員とする。

(会 費)

第6条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 連合会の正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認をえなければならない。

(退 会)

第8条 連合会の会員は、その旨を会長に届け出て、退会することができる。

- 2、連合会の会員は、次の各号の1に該当するときは、退会したものとみなす。
- 一 解散したとき。
 - 二 会費を2年以上納入しないとき。

(除 名)

第9条 会員で、連合会の名誉をき損し又はこの定款に反するような行為があったときは、総会において総正会員の3分の2以上の決議により、除名することができる。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の会費その他抛出金品は、返還しないものとする。

第3章 役 員

(種 別)

第11条 連合会に、次の役員を置く。

理事	6名以上12名以内
うち会長	1名
副会長	4名
専務理事	1名
監事	2名

- 2、理事及び監事は、正会員の代表者の中から総会において選出する。
- 3、理事のうち、必要あるときは、4名以内に限り正会員以外より選ぶことができる。
- 4、理事会の決議によって理事の中から、会長・副会長及び専務理事を選任する。
- 5、理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 6、会員である組合の代表者として選任された役員が、任期の途中において、その組合の代表者たる資格を失った場合は、その後任者が選任されたものとみなす。
- 7、第1項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(職 務)

- 第12条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 2、会長は、連合会を代表し、会務を統括する。
 - 3、副会長は、会長を補佐する。
 - 4、専務理事は、常務を処理する。
 - 5、会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
 - 6、監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(任 期)

- 第13条 役員は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2、役員は、補欠（定数の増加にともなう場合の補充を含む。）により就任したもの及び会員である組合の代表者の交替により就任したものの任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3、役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで

は前任者がその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第14条 理事及び監事は、総会において総正会員の3分の2以上の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第15条 理事及び監事に対して、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第4章 会 議

(種 別)

第16条 会議は、総会及び理事会とし、総会を定期総会及び臨時総会に分ける。

(構 成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

2、 理事会は、理事をもって構成する。

3、 第1項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 能)

第18条 総会は、この定款に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

(1) 事業計画の決定

(2) 事業報告の承認

(3) 予算を伴わない権利の放棄又は義務の負担

(4) その他連合会の運営に関する重要な事項

2、 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

(1) 総会の決議した事項の執行に関すること

(2) 総会に付議すべき事項

(3) 規約の設定・変更または廃止

(4) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第19条 定期総会は、毎年1回、事業年度終了後2箇月以内に開催する。

- 2、 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときに開催する。
- 3、 理事会は、必要なときに随時開催する。

(招 集)

第20条 会議は、会長が招集する。

- 2、 会議を招集するときには、会議を構成する会員又は理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに会議の日時及び場所を示して二週間前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第21条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。

- 2、 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(議 決 権)

第22条 会議における議決権は、会員又は理事の1名につき1個とする。

(定 足 数)

第23条 会議は、これを構成する会員又は理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 事)

第24条 総会の議事は、第18条第2項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ決議しなければならない。ただし、出席者の3分の2以上の同意があった場合には、この限りでない。

(決 議)

第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか出席した会員の過半数をもって決する。

- 2、 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決する。
- 3、 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法

律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(書面表決等)

第26条 やむをえない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として、表決を委任することができる。この場合において、第23条及び第25条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 会議の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
 - (2) 会員又は理事の現在数
 - (3) 会議に出席した会員数又は理事の氏名(総会における書面表決者及び表決委任者を含む)
 - (4) 決議事項
 - (5) 議事の経過・要領及び発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2、総会の議事録には、議長及び出席会員又は理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。
- 3、理事会の議事録には、出席した会長及び監事が署名しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産)

第28条 連合会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第29条 連合会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議による。

2 連合会は、剰余金の分配を行うことができない。

(経費の支弁)

第30条 連合会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第31条 連合会の収支予算は、総会の決議を経て定め、収支決算は、年度終了後2箇月以内に、その年度末財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第32条 連合会の事業年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、総会において、総正会員の3分の2以上の決議により変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 連合会は、総会における総正会員の3分の2以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2、 解散のときに存する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 雑則

(公告の方法)

第35条 連合会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する

方法により行う。

(委 任)

第36条 この定款の施行について、必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1、この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2、連合会の最初の会長は増山忠男、最初の専務理事は大宅靖昭とする。
- 3、整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

社団法人 長崎県木材組合連合会定款

認可年月日	認可番号	内 容
S47. 1.25	46 林第 684 号	設立認可
S56. 6. 5	56 林第 218 号	変更 理事 9 名を 10 名 副会長 3 名を 4 名 員外理事 2 名以内
S60. 7.30	60 林第 275 号	変更 団体の役員が代表者の資格を失った場合、 その後任者が選任されたものとみなす 会議出席できない場合、会員の他の理事を 代理人とすることができる
H 8. 6.24	8 林第 222 号	変更 役員任期は 2 年又は総会終結時までのい ずれか短い期間
H11. 6.18	11 林第 204 号	変更 理事 10 名を 12 名 員外理事 2 名を 4 名以内
H21.6.10	21 林第 234 号	変更 事務所を諫早市におく
H24.3.2	23 林第 号	変更 社団法人から一般社団法人へ移行